

# 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方（電子）

◎通知書データを確認するための専用URL 等の情報については、特別徴収義務者（給与支払者）へお問い合わせください。通知書データは 再取得も可能です。

※お問合せの際は、お名前・ご住所・受給者番号・指定番号・宛名番号をお伝えください。お伝えいただけない場合、税額などの詳細をお答えすることができません。

令和6年度 給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） 令和6年5月10日

浦安市長 内田 悦 嗣

氏名	住所
受給者番号	指定番号
	宛名番号

あなたの特別徴収税額を前記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書に記載された項目から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることがあります。審査請求の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の決定後、裁決を不服とする旨を市長に申し立てる必要があります。審査請求の提起は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分執行の取消しを提起することができます。また、不慮の災害等の理由により、生活が困難し、税金の納付が著しく困難となった場合には、市民税課へ御相談ください。

給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	農業等 農産物 不動産 利子 配当 給与 雑 譲渡・一時	総所得③ (H)
給与所得 (所得金額調整控除後) (A)			山林所得 (I)
その他の所得計 (B)			分贈短期譲渡 (I)
総所得金額① (D)			分贈長期譲渡 (I)
			株式等の譲渡 (I)
			上場株式等の配当等 (I)
			先物取引 (I)

医療費 (E)	障害・寡・ひ・働 (E)	特定 (G)	本人該当区分 (G)	未成年者 (G)
社会保険料 (E)	配偶者 (E)	同老 (G)	本人該当区分 (G)	特障 (G)
小規模企業共済 (E)	配偶者特別 (E)	16歳未満 (G)	本人該当区分 (G)	他障 (G)
生命保険料 (E)	扶養 (E)	その他 (G)	本人該当区分 (G)	寡婦 (G)
地震保険料 (E)	基礎 (E)	同障 (G)	本人該当区分 (G)	ひとり親 (G)
	所得控除合計② (F)	特障 (G)	本人該当区分 (G)	ひとり親 (G)
		他障 (G)	本人該当区分 (G)	勤労学生 (G)
			本人該当区分 (G)	控配 (G)
			本人該当区分 (G)	老配 (G)
			本人該当区分 (G)	繰越損失 (G)

税額控除前所得割額④	特別徴収税額⑨	6月分 (K)	12月分
税額控除額⑤	控除不足額⑩	7月分 (K)	1月分
所得割額⑥	既充当・既委託納付額⑪	8月分 (K)	2月分
均等割額⑦	既納付額⑫	9月分 (K)	3月分
税額控除前所得割額④	差引納付額 (⑨-⑫-⑩、⑪)	10月分 (K)	4月分
税額控除額⑤	変更前税額⑬	11月分 (K)	5月分
所得割額⑥	増減額 (⑨-⑬)		
均等割額⑦	変更月		
森林環境税額⑧			

(摘要) (L)

**【所得】(A)~(D)**  
所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差引いて計算します。  
 (A)：給与所得者は、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。  
 「給与収入」-「給与所得控除額」=「給与所得」  
 (B)：主たる給与所得以外の総合課税分の所得があれば、その合計額を表示し(○)の該当箇所に「\*」を表示します。  
 (D)：給与所得とその他の所得計の合計を表示しています。  
 「(A) + (B) = (D)」

**【課税標準】(H)・(I)**  
税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税(H)」と、他の所得とは区別してそれぞれの分離課税所得に応じた税率をかけて計算する「分離課税(I)」の2種類を表示しています。  
 ◆総合課税 (H)「総所得③」=「総所得金額①」-「所得控除合計②」  
 (1,000円未満切捨)

**【人的控除の内訳】(G)**  
該当する場合は、「\*」印または人数が記載されています。

繰越損失があるとき「\*」が表示されます。この場合、計算方法が記載とは異なります。

(K)：毎月の給与から差し引かれる税額を表示しています。差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)を月割計算したものです。

**【所得控除の額】(E) (Fは合計額)**  
一定の要件のもとに所得金額から差引くものです。控除について詳しくは、通知書裏面をご覧ください。  
 ※納税義務者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除額の適用はありません。

・定額減税額、「住宅ローン控除」などの住宅借入金等特別税額控除額、「ふるさと納税」など寄附金税額控除額(①の⑤欄を参照)がある場合は、それぞれの税額控除額(市民税0.6・県民税0.4)の合計額をこの「摘要(L)」欄に表示します。  
 ・年度の途中で税額変更があった場合、変更事由を表示します。  
 ★よくあるご質問：  
 ふるさと納税をしたのに、控除されていない  
 …「確定申告をして、ワンストップ特例制度が適用除外となった」「確定申告の際に記載漏れがあった」といったケースがよく見受けられます。

**【税額】(J)**

税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分 = 課税総所得金額③ × 市民税6%、県民税4% 分離課税分 = それぞれの分離課税所得の課税標準に応じた税率をかけます。	控除不足額⑩	所得割額から控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金控除・外国税額控除・配当割額または株式等譲渡所得割額控除・定額減税額の合計額	既充当・既委託納付額⑪	控除不足額⑩のうち、特別徴収税額へ既に充当等された額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ (100円未満切捨)	既納付額⑫	変更通知前に納付されている額
均等割額⑦	市民税3,000円、県民税1,000円	差引納付額 (⑨-⑫-⑩、⑪)	給与から差し引かれる税額
森林環境税額⑧	1,000円(国税)	変更前税額⑬	税額変更等があった場合の、変更前税額
特別徴収税額⑨	所得割額⑥と均等割額⑦、森林環境税額⑧の合計額	増減額 (⑨-⑬)	税額変更等があった場合の、増減した税額
		変更月	特別徴収開始月または税額変更があった月